

新潟県条例第13号

新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例

新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和32年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（退職年金及び傷病年金の停止）</p> <p>第35条 退職年金及び傷病年金は、これを受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。ただし、刑の<u>全部の執行猶予の言渡し</u>を受けたときは、これを停止せず、<u>刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。</u></p> <p style="text-align: center;">（遺族年金の停止）</p> <p>第57条 遺族年金を受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を<u>終わり、又はその執行を受けることがなくなつた月まで遺族年金を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、これを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を<u>終わり、又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。</u></u></p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（退職年金及び傷病年金の停止）</p> <p>第35条 退職年金及び傷病年金は、これを受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を<u>終り</u>又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。ただし、刑の執行猶予の<u>言渡</u>を受けたときは、これを停止しない。<u>その言渡を取消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り</u>又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。</p> <p style="text-align: center;">（遺族年金の停止）</p> <p>第57条 遺族年金を受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を<u>終り</u>又はその執行を受けることがなくなつた月まで遺族年金を停止する。ただし、刑の執行猶予の<u>言渡</u>を受けたときは、これを<u>停止</u>しない。<u>その言渡を取消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り</u>又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）の施行の日から施行する。